

令和 8年度施工

工事設計書（公示用）

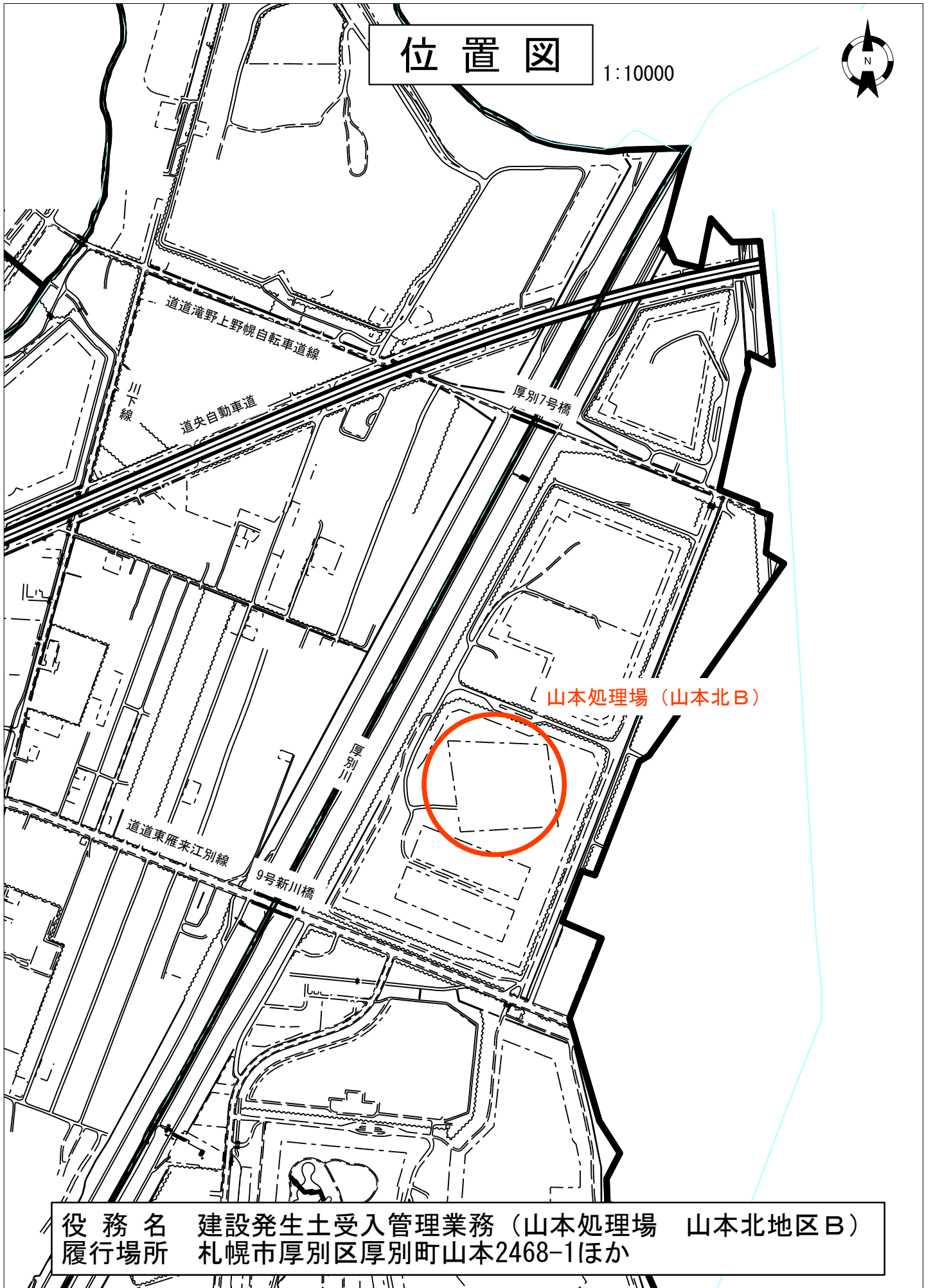
工事名： 建設発生土受入管理業務（山本処理場山本北地区B）

令和 8年 3月 単価適用

建設局 土木部 工事課 街路工事一係

位置図

1:10000



役務名 建設発生土受入管理業務 (山本処理場 山本北地区B)
履行場所 札幌市厚別区厚別町山本2468-1ほか

0 500m

役務の名称 建設発生土受入管理業務(山本処理場 山本北地区B)

一金

委託料 円
委託価格 円
消費税相当額 円

役 務 説 明 書

1. 役務の概要

(1) 役務の目的

本役務は、札幌市発注の工事により発生する建設発生土の受入れ（敷均し）を行う管理業務である。

(2) 役務の内容

受入期間	令和8年5月7日～令和8年11月30日
開設日数	138日
誘導員	138人
受入土量	14,100m ³
受入土敷均	14,100m ³
受入土積込	—
路面清掃	—

※受入開始は、5月7日開始を原則とする。

2. 履行場所

札幌市厚別区厚別町山本2468-1ほか

3. 履行期間

契約締結日から令和8年12月16日までとする。

※冬期間は11月1日から12月16日の46日間とする。

4. 仕様書等

受託者は本仕様書、各種基準等に基づいて適正に役務を履行しなければならない。
なお、役務の実施に際して、仕様書に関する疑義及び本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、本市と協議の上決定するものとする。

5. 着手について

受託者は、本役務を実施するにあたり、着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表
- (3) 現場代理人（常駐を要しない）

6. 完了について

受託者は、本役務の完了後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

仕 様 書

1. 総則

受託者は、本仕様書、各種基準等に基づいて適正に役務を履行しなければならない。

なお、本役務の実施に際して、仕様書に関する疑義及び仕様書もしくは説明書に定めのない事項が発生した場合は、業務主任と協議の上決定するものとする。

2. 業務の作業条件について

(1) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 16 日までとする。

(2) 開設期間(残土受入)

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

(3) 受入休止日

土曜日、日曜日、祝日、盆(8/13～14)とするが、関連工事受託者との協議により休止日の変更を行う場合がある。詳細については、業務主任と協議すること。

(4) 受入時間

昼間 9:00～17:00 を原則とするが、関連工事受託者との協議により変更を行う場合がある。なお、夜間の受入は行わないものとする。

※休憩時間その他詳細については、業務主任と協議し決定すること。

(5) 人員配置

誘導員 1 名以上(増減があった場合は精算とする。)

(6) 受入土量

14,100m³ (受入土量に増減があった場合は変更する。)

3. 建設業法等に関する事項について

(1) 業務の執行にあたり、安全管理を図る目的で発注者と受注者相互において、「業務安全管理現場委員会」(以下「現場委員会」という)を設置するものとする。

(2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に違反する一括請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

4. 安全対策(現場委員会)について

現場委員会について、履行計画書に必ず業務安全管理現場委員会組織図を添付すること。

(現場委員会における必須事項)

現場委員会は、次の事項を検討し、改善を図る。

(1) 業務着手時、履行計画書に基づき、業務の安全管理について協議を行う。

(2) 業務着手時は特に下記の事項に留意して業務の安全対策を行う。

- ①業務現場内の整理、整頓に関する確認
- ②作業従事者及び使用機器類の保安の確認
- ③業務現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
- ④業務現場内外搬出する車両等による災害防止対策
- ⑤土砂等の崩壊事故の防止対策
- ⑥緊急事態発生時の体制と対策

(3) 業務期間中において、上記事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。

(4) その他必要事項においては、それぞれの現場で検討する。

5. 安全訓練等に関する事項について

(1) 本業務の履行に際し、現場に即した安全・訓練等については、業務着手後原則として作業員全員の参加により月半日以上時間を割当て、下記の事項から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による教育
- ②その他安全訓練等として必要な事項
- ③本業務安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本業務内容等の周知徹底
- ⑤予想される事故対策

(2) 安全訓練等に関する履行計画書の作成

履行に先立ち作成する履行計画書に、本業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、業務主任に提出するものとする。

6. 業務看板について

本業務では、札幌市土木工事標準設計図集のうち、保安施設標準様式図に示す業務名標示板について、記載内容例のほか、業務に対する市民の理解向上のため、業務目的等(サブキャッチ、PR 分)を掲示するものとする。なお、掲示する文面は、業務内容により異なることから、詳細については、別途、業務主任と協議すること。また、デザインについても、業務主任と協議すること。

7. 的確な履行(行程)を確保するために必要な履行条件について

本業務においては、札幌市発注工事の建設発生土の受入を行うことから、受託(請負)者相互の十分な調整を行うこととする。また、その結果について、適宜業務主任に報告すること。

8. 履行における特記事項

(1) 受入方法

詳細な受入方法や時期等については、受入開始日までに業務主任と綿密に協議すること。

(2) 除雪

降雪の影響により、除雪回数に変更が生じる場合は、別途協議する。

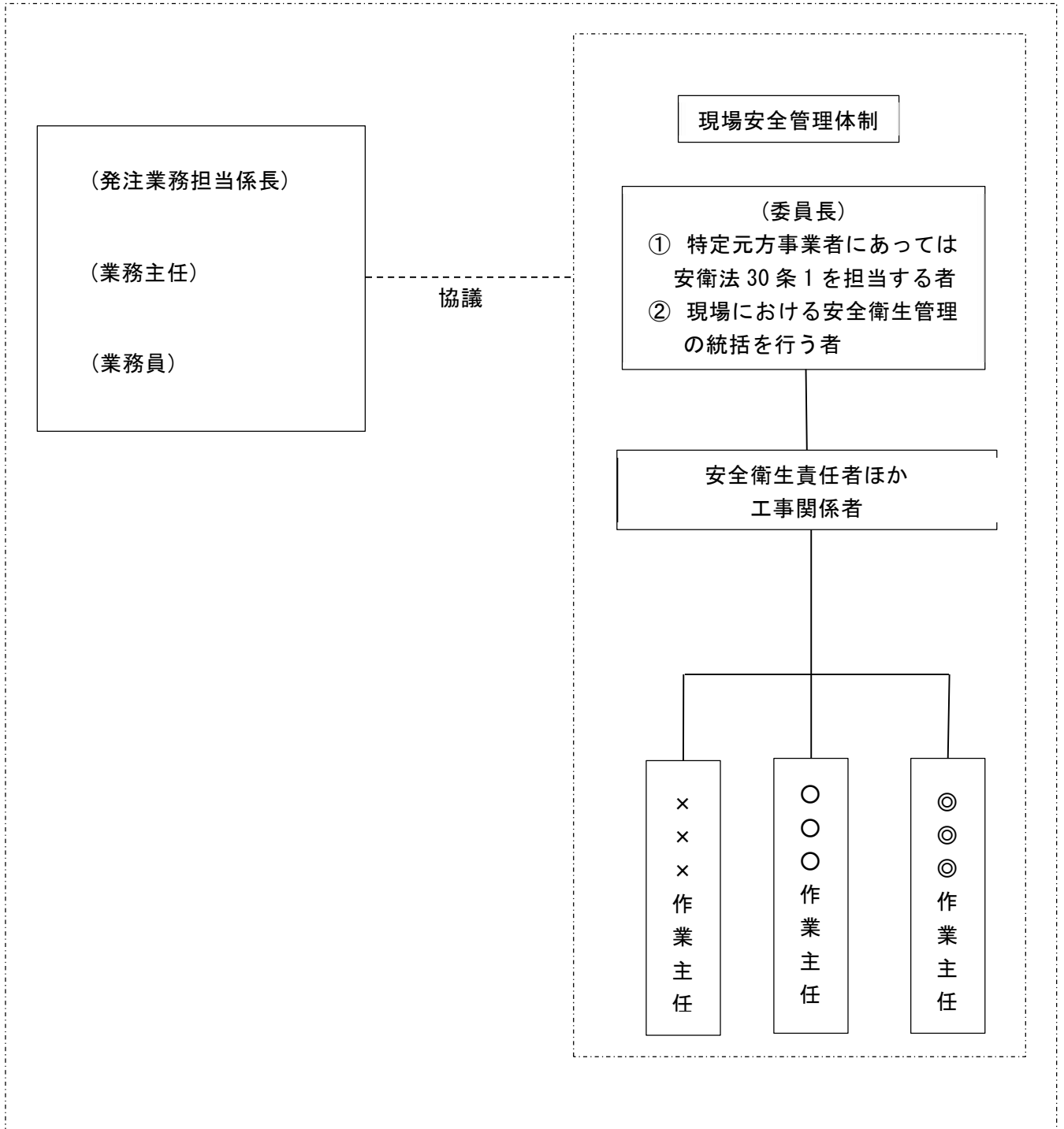
9. 積算について

本役務の委託料の算出にあたり、現場管理費率の冬期補正を行っている。その算出については、工期を令和8年4月16日から令和8年12月16日までの245日間とし、冬期工事期間を令和8年11月1日から令和8年12月16日までの46日として、冬期率の算出を行っている。

【設置例】

札幌市

〇〇業務安全管理現場委員会



※ ・安全管理現場委員会の委員長は、以下の者とする。

① 請負者が特定元方事業者である場合は、現場において安衛法 30 条 1 を担当する者

② 請負者が特定元方事業者とならない場合は、現場において安全衛生管理の統括を行なう者（例：現場代理人）

・現場安全管理体制は、現場規模、工種等を勘案し、適切なものとする。